平成２１年（フ）第４８１号
徳島市応神町東貞方字北野29番地
債務者　中山　敏見
1　決定年月日時　平成21年11月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４８４号
徳島市北島田町３丁目132番地の２
債務者　中山　恭典
1　決定年月日時　平成21年11月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第８４号
高知県幡多郡黒潮町入野6929番地
債務者　榎　　英幸
1　決定年月日時　平成21年11月25日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２１年（フ）第８５号
高知県四万十市中村本町４丁目７番地
債務者　西原　昭男
1　決定年月日時　平成21年11月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２１年（フ）第８６号
高知県四万十市西土佐玖木35番地
債務者　沖　　澄江
1　決定年月日時　平成21年11月25日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２１年（フ）第６９５号
千葉県柏市篠籠田1234番地３レオパレスプルミエ103号
債務者　若榮　　零
1　決定年月日時　平成21年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月28日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第７０８号
千葉県流山市江戸川台西３丁目31番地の１エステート江戸川台２―105
債務者　石田　　要
1　決定年月日時　平成21年11月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月28日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第７２６号
千葉県松戸市二ツ木1802番地パームハイツ105
債務者　芝原　　都
1　決定年月日時　平成21年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月28日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第７５３号
千葉県松戸市日暮２丁目３番地の１ＷＩＮ・ＥＸＣＥＬＬＥＮＣＥⅢ702号
債務者　佐藤　千鶴
1　決定年月日時　平成21年11月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月28日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第７７５号
千葉県鎌ケ谷市東中沢２丁目21番１―108号
債務者　中島　洋美
1　決定年月日時　平成21年11月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月28日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第７９３号
千葉県我孫子市湖北台７丁目16番65―302号
債務者　高木　道文
1　決定年月日時　平成21年11月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月28日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第７９４号
千葉県我孫子市湖北台７丁目16番65―302号
債務者　高木　富子
1　決定年月日時　平成21年11月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月28日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第７９５号
千葉県柏市塚崎1036番地２　セント・ヴィラ沼南203号
債務者　川本　　智
1　決定年月日時　平成21年11月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月28日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第１０６号
福島県西白河郡西郷村大字熊倉字折口原195番地17
債務者　笠原　久雄
1　決定年月日時　平成21年11月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２１年（フ）第１０６号
長野県飯田市松尾代田1522番地１今村コーポ301号
債務者　深谷　志保（旧姓鎌田）
1　決定年月日時　平成21年11月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２１年（フ）第１０８号
長野県飯田市駄科14番地ハイツ東103号
債務者　鎌田みゆき
1　決定年月日時　平成21年11月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２１年（フ）第１１１号
長野県下伊那郡高森町下市田4008番地の４
債務者　関島　美佳（旧姓鎌田）
1　決定年月日時　平成21年11月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２１年（フ）第２６９６号
名古屋市東区筒井２丁目９番８号メゾン車道３Ａ号
債務者　石川　弘子（旧姓河合）
1　決定年月日時　平成21年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで
名古屋地方裁判所民事第２部